

岡山県立岡山一宮高等学校いじめ防止基本方針

令和7年度

いじめに関する現状と課題
・令和6年9月に実施したいじめ実態把握調査のアンケートでは、従来の紙の調査からChromebookでのフォーム入力に変更し、周囲を気にせず回答できるようにしたことで、いじめの認知件数が増加した。些細なことでも個別の案件について、アンケート後の個人面談等により、状況確認と対象生徒へのケアを行うとともに、学年や教育相談室と情報を共有し対応している。 ・コミュニケーションが多様化している中で、人間関係が短期間に変化する可能性もあることから、様々な場面を通して生徒個々の道徳・人権意識をさらに高めるとともに、いじめを許さない集団づくりに向けてなお一層の努力が必要である。 ・パソコンやスマートフォンを使用する機会が増え、SNSを利用しての人間関係のトラブルが複雑化・潜在化する様相をみせていることから、生徒のネット利用の実態を把握し、節度を持った利用を促す必要がある。 ・いじめ防止活動を推進し、効果がより上がるよう授業・行事・研修など横断的に対応していく。また、事案が発生した場合の対処についても、より具体的に示す必要がある。 ・i-checkやいじめアンケート、面接、STANDBYなどの従来どおりの対応に加えて、未然防止の観点から、より教員間の連携を密にし、学校をあげた組織的な取組をさらに推進していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめは、社会の一員として絶対許されない人権問題であることを生徒に認識させ、教職員も「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応を徹底する。 ・いじめの被害者の救済を最優先として対応し、事実の詳細な記録をもとに、保護者への情報提供を丁寧に行う。 ・いじめの防止・発見・対応をスピーディに行うために、いじめ対策委員会が中心となり、各分掌・各学年・学級担任が連携して取り組む。 ＜重点となる取組＞ ・教育相談室と連携し、生徒が自分の弱みを相談しやすい環境づくりを心掛けるとともに、アンケートと面接を中心に早期発見に努め、得られた情報共有を怠らない。 ・様々な機会をとらえ、全体の道徳・人権意識を高めるとともに、面接週間などを通して個へ働きかけることで、全体と個との関連性を持たせ、未然防止に努める。 ・生徒会活動を発信源とし、いじめを許さない学校にするための自発的な取り組みを促す。 ・生徒のパソコン・スマホを活用したSNS利用といじめとの関連を把握して対処する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・学校運営協議会委員や町内会長の協力を得て、地域の方々との意見交換をして、必要に応じて相談する。 ・PTA評議員会において、基本方針を説明し、理解を得た上で、家庭の状況などから早期発見や対策について情報を得て対策する。 ・学年通信、相談室だよりなどの文書で、方針や取組状況を連絡し理解を得る。 ・いじめ防止基本方針をホームページにアップする。	いじめ・不登校対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針の作成、実行、見直し ・学校評価の分析 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・委員会後の定例職員会議 ・必要に応じて、職員朝礼や臨時職員会議 ＜構成メンバー＞ ・校外（必要に応じて相談する） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校医（心療内科）、PTA会長 ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、道徳・人権教育推進担当、生徒課長、各学年主任、教育相談室長、各該当学年副主任、該当担任、（理数科長） 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・岡山県教育委員会 ＜連携の内容＞ ・ネット・パトロールによる監視 ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・岡山西警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の開催、情報交換 ・ネット・ケータイに関する問題の相談 ＜学校側の窓口＞ ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	（教員研修） ・教職員の指導力向上のための研修として、いじめ防止、自殺予防などについての研修会を行う。 （生徒の活動） ・銀杏祭、球技大会などの学校行事を通じて集団づくりに努める。 ・社会貢献活動（2年）での中山間地域訪問では、ボランティアという視点だけでなく異世代との交流から人権を考えさせる。 ・ネット・ケータイ安全教室をはじめとしたLHRの活動でいじめ防止の意識を向上させる。 （集団づくり） ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、社会集団における自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。また、全体の生徒に社会集団における人権尊重の意識を向上させる。 （情報モラル教育） ・SSHに関わる学校設定科目で、コンピュータを活用する教科を主体として、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルについて指導する。	校内組織 校 長 いじめ・不登校対策委員会 校務運営委員会 学年クラス 生徒課保健室教育相談室（SC・SSW）道徳・人権教育委員会
② 早期発見	（いじめの有無の確認） ・i-check、いじめアンケート、STANDBYや面接などを通して、本校生徒がいじめを受けている情報をつかみ、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。 （実態把握） ・生徒の実態把握のためのアンケートを年3回実施するとともに、年5回の面接週間を利用して実態を把握する。また必要に応じて教育相談を行うことで、生徒の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃さないように生徒観察を重視するとともに、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 （情報共有） ・学年会を中心に、生徒の気になる言動があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 （家庭への啓発） ・相談室便りや学年通信で、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。	
③ いじめへの対処	（いじめへの組織的対応の検討） ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ・不登校対策委員会を開催する。事案が発生した場合は、即日に委員会を開催し、対応する。 （いじめられた生徒への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜き、その生徒の人権回復を最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた生徒への指導） ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導をする。	